平成２７年（フ）第１１２号
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目４番17号、前住所鳥取県境港市中野町577番地１
債務者　伊東　利幸
１　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７２号
広島県三原市宮浦３丁目17番８－203号
債務者　新田　征也
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第８０号
広島県尾道市門田町23番30号
債務者　東　　弘美
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１１１号
山口県下関市綾羅木本町５丁目９番17号ペーパームーン　203号、前住所山口県下関市大字福江1528番地
債務者　塩谷　萌加（旧姓奥村）
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
愛媛県松山市立花４丁目３番40号
債務者　渡部　順子
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４５号
愛媛県松山市河野中須賀504番地１　クレールＭＫ101号
債務者　吉野　幸樹
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４６号
愛媛県松山市河野中須賀504番地１　クレールＭＫ101号
債務者　吉野　優子
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４８号
愛媛県松山市北久米町97番地　近藤マンション２Ｂ号
債務者　沖田　節子
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５４号
（住民票上の住所）愛媛県松山市西長戸町327番地８
債務者　田所ひふみ
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
愛媛県今治市宮下町１丁目６番22号
債務者　山本　幸司
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５４０号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目９番17－101号
債務者　田中　健司
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８３号
宮崎市恒久５丁目７番地16
債務者　山下　敦子
１　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6263番地６ひばりヶ丘100－302号室、前住所宮崎県児湯郡川南町大字川南17460番地４
債務者　浅倉　竜希（旧姓小西）
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９７号
宮崎市恒久３丁目４番地９
債務者　岩切　晃一
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３号
宮崎県日南市南郷町潟上315番地１
債務者　小田　清光
１　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第８６号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末5842番地
債務者　松葉三有紀（旧姓林田）
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第８８号
鹿児島県鹿屋市野里町2939番地
債務者　柳田　幸子
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係